

親子会社間取引に対する寄附金課税についての一考察

伊藤 末忠

企業は、事業の発展・拡大を目指す経営戦略の一つとして、事業の多角化、業務の専門化等を図るため、子会社等を設立し、親会社を中心として資本関係、人的関係及び取引関係において緊密に結びついて、個々の企業が一つのまとまった企業集団として行動することがある。しかし、税務上、この「企業集団」内の取引は、親子会社という特殊な関係を基にしているため、納税者である企業と課税庁との間で対立する場面が生ずることがある。親子会社間の商業上国内取引を中心に考察すると、無償取引にかかる収益をめぐるもの（法人税法二二条二項）と寄附金の規定（法人税法三七条）の適用の有無が争点となっているものが多い。

一般に「贈与」又は「寄附」といわれるものであっても、税法上の「寄附金」に当たらない場合や、また、これは逆に、通常「贈与」とされない金員の支出や経済的利益の供与が税法上の「寄附金」として扱われるというように法人税法上の寄附金は固有概念として位置付けられる。しかし、この「寄附金」の範囲を巡っては、この概念を規定する法人税法三七条七項及び八項の解釈によって見解が分かれる。判例・学説は、同条項の寄附金の範囲を画する事業関連性、対価性を巡って従来から見解の対立があり、このため、実務においても納税者と課税庁との間で対立する

場面が生じている。

そこで、本稿では、寄附金の認定を巡つて争われた過去の裁判例のうち、親子会社間の取引に関する事例を素材として、寄附金の意義及び範囲について言及し、寄附金課税の判断基準についての研究について論述する。

法人が支出する寄附金の損金不算入制度は、昭和一七年の創設以来、その計算構造を変えずにつきまで至つてゐる。法人税法三七条の寄附金損金不算入制度は、課税所得計算の基本規定である法人税法三二条三項に関する別段の定めとして位置づけられ、損金算入について限度計算を行うものとしている。法人税法では、寄附金の損金算入限度額計算に含める寄附金の額を法人税法三七条七項及び同条八項に規定しているが、法人税法上の寄附金については、その定義が明文化されておらず、その意義及び範囲について、種々の学説が唱えられている。「事業無関連説」、「事業関連説」と「非対価説」の相違点は、事業との関連性という基準をもつて税法上の寄附金の概念を構成すべきであるとするのか、対価性という基準をもつて税法上の寄附金の概念を構成すべきであるとするのか、という点であると考える。しかし、これらの説の理論的差異は、明確であるようには思われない。そこで、寄附金の範囲について、寄附金の規定の創設経緯及び取扱通達との関連から検討する。法人の業務に明らかに関係ある無償の支出（法人税法三七条七項かつこ書き）を税法上の寄附金から除外することとしたことや、法基通九一四一一及び同九一四一二の取扱いを前提にするならば、税法上の寄附金として寄附金の損金算入限度額の対象となるものは、金銭その他の資産の贈与又は経済的な利益の供与のうち法人の業務に全く関係のないもの及び法人の業務との関係が明らかでないものと考へる。親子会社間取引に係わる寄附金課税に関する判決動向としては、多くの判決が事業性の有無を問わない「非対価説」に立つようである。同説は、寄附金該当性の判断において、事業性の有無を問わず、統一的な損金算入限度額を設け、寄附金のうち同限度額以下の金額は損金算入を認め、それを超える部分の金額は損金に算入しないこととしている。統一的な限度額は形式基準の形で定められており、資本金額と所得金額の大きさに応じて損金算入限度額が決まる。

したがつて、そこでは、損金算入限度額の範囲において事業性の無い寄附金が損金算入される結果が生じる。他面において、損金算入限度額を超える部分については、この規定を用いて損金不算入を導くことができる。

親子会社間取引は、ともすれば租税負担の軽減のみを目的として租税回避行為をも親子会社間であるがゆえに選択しやすいと見られる。親子会社間取引において、正常取引か非正常取引かの判断は、その親子会社間で行われる取引の取引価格などの主たる要素に経済的合理性が存在するかどうかによってなされる。取引価格が独立企業間取引における正常取引と比較し、著しい乖離が存在していないということを立証することにより、その親子会社間取引の経済的合理性は立証されると考える。判決のいくつかは、寄附金該当性の一般的枠組みとして、経済的利益の無償の供与の寄附金該当性について、経済取引として十分首肯しうる合理的理由がある場合には、寄附金認定から除外する旨を言及している。このような判断枠組みについては、明文の根拠規定なしに、そこにいう実質的な判断をすることが許されるのかという批判がある。しかし、実質的な判断を必要とするのは、これを形式的に判断することが非現実的で非合理的となるからではないだろうか。明確な規定はないものの、寄附金課税の趣旨、目的に照らして、そのような実質的判断は解釈論として許容されるのではないかと考える。

親子会社間の取引については、二つの考え方がある。一つは親子会社を独立した二つの会社とみて、その特殊性は税法上考慮すべきでないとするものと、親子関係の特殊性に着目し、その特殊性を加味したところでその取引の妥当性を判断すべきであるといふものである。税務官庁、判決における考え方は、前者が基本となつてゐる。税法としては、親子会社は各自独立した法人とみており、この課税単位に対して課税する建前を有しているのであるから、基本上には、独立した当事者間の取引と考えた場合の経済取引を前提とし、これと異なる場合には、十分な理由がない限りは、寄附金として取り扱われることになる。

現行法人税法において、親子会社間の取引に着目した規定が不足しているため、現行規定の解釈により問題解決を

圖らざるを得ない。今後、親子会社間取引について、各規定をどう改正すべきかについての研究が必要であると考える。

ドイツ連邦共和国と我が国における政党国家論

—「戦闘的民主主義」と政党の違憲問題—

國 吉 孝 志

本論文は、ドイツ連邦共和国基本法（ボン基本法）と日本国憲法における政党の憲法上の地位、また、両国の政党制について確認し、とりわけボン基本法に盛り込まれた「戦闘的民主主義」という概念による、政党に対する規制制度から、我が国の政党制度、憲法保障の特徴について考察する。

第一章では、ヴァイマル時代のナチス政権誕生から第二次世界大戦後、ボン基本法が制定されるまでのドイツの統治機構、西側占領国とソ連の対立からドイツ民主共和国（東ドイツ）の誕生、そして、本論文のテーマの中核となる「戦闘的民主主義」について述べる。この「戦闘的民主主義」がボン基本法に盛り込まれる歴史的背景としては、ヴァイマル期のナチス政権と東西冷戦構造の中の東ドイツは大きな原因を与えたといえる。また、戦後、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）で制定されたボン基本法の統治機構も、ヴァイマル憲法の多くの反省点を反映させたものとなつており、その説明は「戦闘的民主主義」を理解する上で、欠かすことができない。ここでは歴史的背景が重要な問題となるのである。

第二章では、ドイツにおける政党の憲法上の位置付けに関する学説、また、戦後ドイツの諸政党について紹介して

いく。ドイツの政党に関する学説については、H・トリーペルの「四段階説」、G・ライプホルツをはじめとする「国家機関説」、その他、「社会団体説」、「権能付与説」、「媒体説」、「公的地位説」等の学説が存在する。その中でも、トリーペルの「四段階説」は我が国の政党を憲法上位置付ける上で重要な学説となる。その他の学説も、「戦闘的民主主義」に対して異なった評価をしており、政党の憲法上の位置付けと政党規制（政党の禁止）の問題について考える上で、興味深い内容である。また、戦後ドイツの諸政党については、戦後ドイツの政党史を中心に述べていく。ドイツの政党制を知る上で政党史は重要である。中でも、DKP（ドイツ共産党）については、一九五六年にKPD（ドイツ共产党）が連邦憲法裁判所により、違憲とされ、NPD（ドイツ国民民主党）は、一〇〇一年に違憲申立が行われたなど、「戦闘的民主主義」との関連において重要な存在である。

第三章では主に、ドイツ連邦憲法裁判所による政党の禁止に関する判例について紹介していく。ボン基本法では二条一項で、政党の地位を保障する一方、二項で、「自由で民主的な基本秩序」に反し、「ドイツ連邦共和国の存立を危うくする」ことを目的とする政党を解散させることを規定している。そしてこの条文こそが、「戦闘的民主主義」を含んだ規定である。その意味でも、ここで挙げる判例は、本論文の中で、重要な内容となる。しかし、過去にドイツにおいて、連邦憲法裁判所が政党を違憲とし、解散命令を出したのは、一九五三年のSRP（社会主義ライヒ党）、一九五六年のKPD（ドイツ共产党）の二党のみであり、一〇〇二年には、NPD（ドイツ国民民主党）の違憲申立が行われたが、解散には至らなかつた。KPDは文字通り共産主義政党であり、SRP、NPDに関しては、ネオナチの極右政党である。この点から、「戦闘的民主主義」が対象としているのが、ファシズムや、共産主義勢力であることが明らかで、戦前、戦後のドイツの歴史的背景が影響していることがわかる。

第四章では、ここまでに挙げてきたドイツの政党制を参考として、日本国憲法における政党の地位について考察する。その中で、戦後、我が国で議論され、制定された政党制度について触れていく。政治資金規正法や、政党助成法

は、我が国で構想された政党法制の延長上に造られた制度である。中でも、一九八〇年代に構想された政党法案（吉村試案）は、西ドイツの政党法を参考にしていることからも興味深いものである。この他に、日本国憲法における政党の位置付けについては、条文の中に「政党」という文言が一切みられないものの、政党の存在を保障する結社の自由や、その他、政党の存在を予想していると見られる条文について考察していく。また、政党の存在を保障する結社の自由と公共の福祉の関係から、政党の規制の可能性について考察し、日本国憲法の中の憲法保障制度とドイツの「戦闘的民主主義」との異同を探りつつ、憲法保障の問題についても取り上げる。

第五章では、結社の自由を規制する治安立法である破壊活動防止法と実際に適用が検討されたオウム真理教の事件、ドイツと同様の政党制度の導入を考える場合に問題となる、ドイツと日本の違憲審査制度の違いなどについて論じる。そして最後に、我が国の政党制をドイツの制度と比較した上でその現状を明らかにし、日独以外の諸外国の政党制についても言及する。諸外国の政党制度には、ドイツの「戦闘的民主主義」を参考としたものがいくつか存在している。そして、現在では憲法保障の観点からは、政党規制の問題の他に、国家や政党といった枠組みを超えたテロ対策が注目されつつあることから、諸外国のテロ対策についても着目し、現在の新たな課題として位置付けるものとする。

犯罪被害者のプライバシーと表現の自由

下山一矢

情報を即座に視聴者に届けることができるマスメディアは、災害時や緊急時、経済取引に多大な効果を發揮する。しかし、その一方でプライバシー、人権侵害が起こっているのも事実である。神戸児童殺害事件において、加害少年のプライバシーが取り沙汰されたことに始まり、加害者の権利は、多くの視点から語られてきた。その一方で東電OL殺害事件では、事件と直接関係があるとは思えない被害者の私生活までが、実名で脚色されて報道されるなど、犯罪被害者の法的地位への配慮や社会的支援は十分であるとはいえない状況であった。近年、犯罪被害者の地位向上の思想が社会に浸透しつつあり、政府も犯罪被害者支援に取り組んできているが、依然として犯罪被害者等に対する支援の不足が指摘され、刑事司法における犯罪被害者等の立場への不満が表明されている。

本論文では、犯罪被害者の権利、特にプライバシーを中心検討する。第一章は、プライバシー権と題し、第一節で「一人で放つておいてもらう権利」として誕生したプライバシーの定義が、順次、情報化社会により即応することの出来る、かつ、より積極的な意味も持つことが出来る「自己情報コントロール権」に近い内容の定義づけを試みるものに変わりつつあることを述べた。第二節では、自己情報コントロール権について考察し、自己情報コントロール

権としてのプライバシー権は、本来の自由権としての性格のほかに、積極的な請求権としての性格を有する点に大きな特色がおり、原則として、法令の裏づけがあつて始めて具体的な請求権となるものであるから、法令の根拠が必要となることを述べ、この法令の根拠について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などにより実現されている現状を確認した。第三節では近年情報開示の分野で問題となつてゐる死者のプライバシーについて、個人情報の保護が、一般に、(1)秘密を公開されない利益(2)誤った情報、不完全な情報などにより、自分に関して誤った判断がされないことについての利益(3)自己の情報を知る権利の三つの個人の利益を保護すると述べ、(2)(3)の利益について、死者には権利行使が不可能であり、死者の個人情報は保護の対象とはなりえないと述べた。しかし、実際には死者の遺族などが情報開示を求めるケースもあり、これに関しては運用などで、個人情報が同時に遺族等の個人情報とも言える場合には情報を開示するという解決法を取つてゐることを述べた。第二章は、犯罪被害者の現状と題し、第一節では、犯罪被害者の実態を、被害者支援の歴史、被害者の意識を中心概観し、近年問題となつてゐる「集団的加熱取材」が二次被害のひとつであることを確認した。第二節では、表現の自由と被害者のプライバシーの関係について、犯罪報道が公共の関心事である以上、犯罪に関する報道において、被害者の私生活上の事実を公表することは許されると考えられるが、それは、犯罪に関するもので、一般の人々が関心を抱くことが正当と考えられる範囲においてであり、これを超えるものに関しては、民事上の不法行為責任を問うことは可能であると結論付けた。第三節では、犯罪被害者のプライバシー侵害に対する保護手段としての事前差し止めが可能かどうかについて週刊文春事件などを手がかりに検討し、女子高生コンクリート殺人報道に見られた顔写真の過度の使用や、東電OL殺人事件報道に見られた全裸写真の使用などは差し止めが可能であるとの結論を出した。第三章は、犯罪被害者と情報開示と題し、犯罪被害者の積極的権利としてのプライバシーについて論じ、第一節では、一〇〇七年六月二〇日に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、被害者等に訴訟記録の閲覧が原則認

められたものの、不起訴記録は原則不開示のままであり民事訴訟に利用する場合などに例外的に認められているのが現状であるが、被害者にとって、自己が当事者となつた事件について知ることこそが、立ち直りの前提であるとともに、情報の獲得は、被害者等の犯罪に対する抽象的、具体的不安の解消にも役立つとされており、被害者等が開示を求める利益が、民事上の損害回復に限る必然性ではなく、知る権利を元に閲覧権の範囲を拡充し、不起訴記録についても閲覧は原則認めるべきとの結論を出した。第二節では、犯罪被害者の訴訟参加について、ドイツの公訴参加制度と、上記法改正によつてわが国にも導入された訴訟参加制度の相違点を確認し、訴訟参加制度における犯罪被害者のプライバシー保護の可能性を探ると共に、犯罪被害者の権利を守るためにどのような制度が必要かを検討し、ドイツの公訴参加には、起訴強制、私人訴追を通じ、不起訴記録を開示する手段が用意されているものの、わが国の検察審査会制度には、法的拘束力が無いなどの問題も多く、新たな制度が必要であるとの結論に達した。

以上のように、わが国の犯罪被害者を取り巻く環境は、確実に改善しつつある。しかし、マスメディアとの関係や、情報開示の分野で、依然多くの問題を抱えている。これらの問題を解決するためにも、マスコミ被害の実態を把握し、これに対する対応を検討する事や、犯罪被害者への情報提供を、刑事訴訟法の枠内だけではなく、憲法的視点を持つて再検討していく必要性は非常に高いと言えよう。

輸入総代理店制度の法的問題について

—並行輸入問題を中心として—

賈 晓 莉

今日、時計、ウイスキー、かばん等外国の多くの有名ブランド品が国内で販売されているが、その多くは輸入総代理店を通じて、国内に供給されている。これまで、輸入総代理店は、国家間の障壁をなるべく取り払い自由な貿易の拡大を目指そうとする流れにそって、販売数量を増やしつつ、高価格政策をとってきた。ところが一九九〇年頃から、これら輸入総代理店は消費税導入に伴い物品税が廃止されたことにより、ブランド商品の国内販売価格が下落傾向を見せはじめたこと、消費者の嗜好が多様化し有名ブランド品の立場をおびやかすほどになってきたこと、並行輸入が増大し、競争圧力が強くなつてきたこと等への対処を迫られるようになつた。

このような情勢の変化に対する輸入総代理店の具体的的な対策としては、広告・宣伝の強化、大都市における小売店舗の開設等が一般に見られるところであり、このほか経営内部において利益確保のための種々の努力が払われているであろうことは当然推測することができる。しかし、このような対応策の中には、法に抵触する行為や一般消費者の利益に反する行為も少なからず見られるところである。

このように輸入総代理店の行為に対する法適用のあり方としては、一方において、ブランド品を供給する側である

輸入総代理店に対してもはブランドの信用を構築してきた経営努力を正当に評価することが要請され、他方において、法の順守及び一般消費者の利益の確保が要請されるところである。このように相反する法的利害の調整のあり方について検討するのが本稿の課題である。

「第1 輸入総代理店について」の「1 経済上の役割」では、輸入総代理店の経済上の存在意義を検討し、経済の国際化が進展している今日、それは経済上重要な役割を担っていることを明らかにした。

また、「2 法律上の位置づけ」では、本稿で取り上げる輸入総代理店問題は民事上の問題であること、競争政策上の問題であること等を指摘した。

「第2 輸入総代理店が独自の経営政策として行う行為の競争法上の問題」では、本稿で取り上げるのは輸出する側の問題ではなく、輸入する側が独自の立場で行った行為の問題であることを指摘した上、その競争政策上の問題を検討した。中でも「2 並行輸入の妨害」では、まず知的所有権との関係で詳細な検討を加えた後、独禁法上の問題を類型別に検討した。

最後の「第3 輸入総代理店が係った審判決の検討」では、本稿で検討の素材として利用した審判決を内容別、年別に整理した。

以上の考察の結果、輸入総代理店を取り巻く経済的環境は、ますます厳しくなりつつあることを考えると、知的所有権法理論及び競争法理論にのつとつた競争促進の観点から輸入総代理店の行動を厳しく監視していくことが必要であるとの結論に至った。

行政行為の区分

— 許可について —

宋一品

「行政行為」とは何か、行政行為という概念を用いて議論することにどのような意義があるのか。周知の通り、田中二郎教授に始まるところとされる伝統的分類論は「行政行為」を「法律行為的行政行為」と「準法律行為的行政行為」に区分する伝統的分類論は、理論的難点が指摘されたことによって衰退し、今日ではほとんど見ることはない。かといって、一部の論者を除いてはまだ包括的に伝統的分類論に代わる分類論が呈示されていない状態にある。

本稿の目的は、行政行為の伝統的分類論に対してなされた批判を検討し、行政行為の果たすべき役割から分類の基本的視点を得ることを目的とするものである。

第一章においては「行政行為」も「行政処分」も共に講学上の技術概念として構成され、行政行為あるいは行政処分という用語の使い方は、学者によつてさまざまであり、また、特に平成五年に制定された行政手続法の処分概念は行政処分手続の対象を画する概念となつていいところから、「処分」概念の意味、「行政行為」と「行政処分」の関係について検討し、「行政行為」と「行政処分」はほぼ同一の概念と解されるが、国民の権利・利益をできるだけ救済する司法の立場からいえば、「処分」概念が広く解されることもあることを指摘し、両者の関係について、行政争訟の対

象となる「行政処分」は、「行政行為」でなければならぬと解かれることを述べた。

第Ⅱ章においては、從来田中二郎教授による伝統的分類方法は、「多少の異同はあるが、基本的には美濃部博士のそれに依拠したもの」と一般的に理解されているところから、美濃部達吉教授による分類論を紹介し、兩教授の分類は相當異なることを述べ、また、伝統的分類においては、運転の免許証の交付にみられるように、ひとつの行為がその実質からみれば「許可」であるが、形式からみれば「公証」となるというように、異なる複数の類型に該当したり、農地法三條にみられるように、ひとつの行為が「認可」とも「許可」とも考えられるような、ひとつの行為が複数類型に重複的に該当するものがみられること、また、公企業の特許と営業の許可にみられることく、区別が不明瞭なものが少くないことも指摘して、批判的代表的学説を示し、(一)私法概念の導入すなわち「法律行為的行政行為」と「準法律行為的行政行為」の大分類について、また、(二)「法律行為的行政行為」を「命令的行為」と「形成的行為」に細分類することの批判的検討をした。(一)については、私的自治・契約自由が支配する民法上の法律行為を法律による行政の原理の妥当すべき行政行為に妥当させることへの疑問であり、(二)については、行政行為を民法にならってその効果の理由によつて大分類し、この基準に基づいて区別された行政行為の細分類では、「命令的行為」「形成的行為」という行為の効果の内容による分類が行われ、その全体が一元的な分類になつていないのである。また、許可（命令的行為）と言い、特許（形成的行為）と言つても、精確には、何をメルクマールとして両者を概念的に区別するのか。行政行為の分類については国家の公企業独占という考え方自体は採用できないとしても、特許企業は単なる禁止の解除としての許可制度であるわけではなく、やはり一種の設權行為としての「特許」としての性質を持つものと主張される今村成和教授の分類と、「命令的行為」と「形成的行為」という行政行為の内容からみた分類は、明治憲法の下では成立し得ても、現行憲法の下では、公益事業の國家經營権の独占なる觀念を認める実証的根拠はないといふし、行政行為の効果の内容から、一方を命令的行為、他方を形成的行為としての区別は困難であつて、現時点に

おいては、行政行為という行為形式のレベルでこの分類基準を維持することは適切ではないとされる塙野宏教授の分類を考察した。

そして、第三章においては、第二章で考察したことを踏まえて、制定法上営業許可の理論モデルにも、特許企業の理論モデルにも、必ずしもそのままには合致しないような許可制、例えば過当競争の防止とか過剰投資・抑制とか、需給関係の安定とか、従来の許可の観念では説明できない広い意味での国の経済秩序というものを、一定の方向に向けるための許可、第三の許可というものがあり得るし、第三の許可について考える必要があることを述べた。

最後に、検討が不十分で不完全であることを承知の上で、規制緩和、自由競争の求められる今日、法政策上、特許企業の範囲は縮減されているとはいっても、国民の利益を増進させるために、適格者を選んで国の監督のもとに、事業のサービスを適切なものとする特許はあると考え、特許のような設権行為でなく、営業の許可でもない、手続的行為でもなく、規制行政の觀念でも説明できない、第三の許可ともいうべきのを、調整的行為として分類に加えられるべきであることを述べた。

ストック・オプションの権利行使による経済的利益の所得区分

中 鳴 啓 通

ストック・オプションとは、会社がその従業員等に対し、一定の勤務を条件に将来あらかじめ設定した価格で、自社株式購入権等を付与することをいい、一般にはインセンティブ報酬として用いられている。日本においてストック・オプション制度が一般に導入されるようになったのは、平成九年の商法改正によつてであり、それに伴い、一定のストック・オプションについては、その権利を行使した場合の税務上の取扱いについて法令及び通達により規定されていったが、本稿で採り上げた外国親会社から付与されたものについての規定はなかつた。

外国親会社からストック・オプションを付与された従業員等が、その権利を行使して得た利益（権利行使益）の所得区分は、平成九年分の確定申告時期までは、一時所得とされる例が多かつたが、平成一〇年分の同時期以降は、給与所得とする取扱いに統一された。そして、一時所得として申告した者について課税庁が平成八年分まで遡つて更正したため、これを不服とした納税者が起こした訴訟が、いわゆるストック・オプション訴訟である。

本稿では、一連のストック・オプション訴訟に係る初の最高裁判決（平成一七年一月二五日判決）が下されたアプライド社事件の第一審、控訴審及び上告審を中心にその所得区分について検討を行つた。裁判においては、所得税法

が、一時所得を利子所得から譲渡所得までの所得以外の所得と規定し、雑所得を利子所得から譲渡所得までの所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得と規定していることから、一時所得又は雑所得に該当するためには、給与所得に該当しないことを要し、まず、給与所得に該当するか否かが問題とされた。そして、第一審及び控訴審において給与所得該当性の判断基準として「労務の対価性」及び「雇用の類似性」を挙げたがその解釈は異なり、判決においてその解釈の相違から第一審では一時所得、控訴審では給与所得とされその判断が分かれた。

一時所得とした判決は、権利行使益は発生の有無等が多分に偶発的一時的な要因によつて定まることから、労務の対価とは認めず給与所得該当性を否定した。給与所得とした判決では、付与契約の趣旨、目的から労務の対価性を認め、子会社従業員等の精勤が親会社の利益に繋がることから、雇用類似性も認めて給与所得に該当するとした。そして、使用者と支給者が一致しないことについて、そのことのみを理由として給与所得該当性が否定されるものではないとする判示や、親子会社を一つの企業グループと見て使用者と支給者が一致するとする判示もあつた。最高裁判決では、ストック・オプションが子会社従業員等に対する精勤の動機付けとされる制度であることを根拠に「労務の対価性」を、外団親会社が従業員等の人事権等の実権を握り職務を遂行させていることを根拠に「雇用類似性」を認め、権利行使益が給与所得に該当すると結論付け、原審の判断を支持した。

「労務の対価性」について、給与所得該当性を争つた過去の判例・判決では、「勤労者がその地位にもとづいて使用者から受ける給付はすべて給与所得を構成する」などとし、給与（労務の対価）の範囲を幅広く捉えており、権利行使益について給与所得説を唱える学者もこの見解を支持している。一時所得説を唱える学者の見解は、雇用契約又はこれに類する関係にあれば労務の対価性を否定しないが、本件のような親会社と子会社従業員等の間には、そうした関係は認め得ないとして労務の対価性を否定している。しかし、親会社が、自社の従業員等と子会社従業員等を区別することなく労務の提供を条件としてストック・オプションを付与していることを考えれば、被付与者の立場によつて

て対価性の有無が変わることは不自然であり納得しがたい。従つて、親会社と子会社従業員等との間に雇用類似性が認められなくても、それは給与所得該当性を否定する根拠になり得ても、労務の対価性を否定する根拠にはなり得ないものと考える。

「雇用の類似性」について、親子会社を一企業グループとみて同一視する判示に対し、雇用類似性を否定する学者は、わが国の税法は、法人格毎に独立した経済主体として構築され、企業グループなる概念は法制度上存在しないと批判されているが、雇用類似性を容認する学者は、ストック・オプションがインセンティブ型の報酬として考案されていることなどから、直接又は間接の雇用類似性を認めており。税法がグループ企業間取引の損金性について別段の規定を設け制限していることに照らせば、企業グループを課税単位とするような考え方には賛同できないが、親会社と子会社従業員等の間にはストック・オプション付与契約を通して直接的雇用類似関係が発生するものと考える。

従つて、最高裁が「労務の対価性」及び「雇用類似性」を認めて、給与所得とした判決は妥当なものと思われる。

法人税法第二二一条第一項と無償取引

平 島 靖 元

法人税法第二二一条第一項は、「無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引」（以下「無償取引」という。）に係る収益も益金に算入される旨を規定している。この規定は、昭和四〇年の法人税法全文改正によって初めて初めて法文化されたものであり、対価を伴わない無償取引からも益金に算入すべき収益が生ずることを定めていると解されている。また、「無償による資産の譲渡又は役務の提供」については、企業会計においては、資産の無償譲渡等をした場合にその資産の適正時価等で収益に計上する経理は採用されていない。

法人が無償取引を行う場合、当該法人の財産は減少し、譲受人の財産は増加するので、無償取引から収益が生ずることは、一般的には理解が困難である。例えば、「無償による資産の譲渡」では、譲渡人は資産を失うことにによりむしろ損失を蒙っているのであり、具体的な利益を得ているわけではない。従つて、無償で資産を譲渡し又は役務を提供した法人になぜ収益が生ずるのか、法人税法ではなぜこのような規定を設けたのかについては、議論が分かれしており、法人税法第二二一条第一項の無償取引に関する規定の目的及び根拠、性格、適用範囲については様々な見解が分かれている。

無償取引について収益を認識する目的及び根拠については、学説・判例を考察すると、キャピタル・ゲイン課税説以外は、無償取引に係る収益を擬制したもの、実際には収益は存在しないが、収益は存在すると擬制する考え方であった。しかし、純資産増加説に基づく法人税法の所得概念においては、法人税法第二二条第二項の無償取引に係る収益とは、擬制した収益ではなく、発生した利益（キャピタル・ゲイン）である。従つて、同条同項は、時価で資産を譲渡した者との間の負担の公平を図り、資産についてすでに発生している利益（キャピタル・ゲイン）を譲渡に際して顕在化するための規定であると解する、キャピタル・ゲイン課税説を採用すべきである。しかし、同説では、「役務の無償提供」についての目的及び根拠を示すことが不可能である。よつて、「無償の役務提供」については、「清水惣事件」において支持された二段階説又は同一価値移転説を採用することが妥当であると考える。この場合には、二段階説を採用すべきである。すなわち、同一価値移転説は、受け入れ側に経済的利益が生じたとしても、その経済的利益を流出させた側に、なぜ収益を認識すべきであるかについて根拠付けることはできない為である。このように、無償取引について収益を認識する目的及び根拠は、無償取引を「資産の無償譲渡」と「役務の無償提供」との取引形態に分類し、「資産の無償譲渡」については、「キャピタル・ゲイン課税説」、「役務の無償提供」については、「二段階説」で説明することが妥当であると考える。

次に、法人税法第二二条第二項の規定を確認的規定と解するか、創設的規定と解するかについては、法人税法第二二条第二項の無償取引について収益を認識する目的及び根拠は、「資産の無償譲渡」については、キャピタル・ゲイン課税説を採用し、「無償の役務提供」については、二段階説を採用することにより説明すべきであり、法人税法の所得概念においては、法人税法第二二条第二項に規定する無償取引について認識される収益とは、擬制されたものではなく、発生している利益（キャピタル・ゲイン）であると考えるべきであるとした。この場合に、キャピタル・ゲインに対する課税が、旧法人税法において行われていたか否かが問題となる。そして、キャピタル・ゲインについては、

企業会計上認識されない収益であっても、旧法人税法の「総益金」には、当然含まれるものと解されてきたのである。従つて、法人税法第二二条第二項の無償取引についての規定は、旧法人税法の解釈上妥当と考えられていたキャピタル・ゲインに対する課税を法文化したものであり、それによつて従来の法人税法の所得計算の変更が意図されているものではないので、同条同項は確認的規定であると考える。

また、無償取引の適用範囲については、無限定説は、無償取引に係る収益について損金面とは関係なく収益を益金の額に算入するという考え方であり、限定説は、法人税法第三七条第六項、第七項との関連において、これらの取引に係る経済的利益が寄附金に該当する場合に益金の額に算入するという考え方である。課税所得の計算構造においては、益金の額、損金の額に算入する金額は、それぞれ別個に存在し、損金面が寄附金でない場合も費目が変わるだけで、課税所得の計算構造自体に変化はない。従つて、無償取引に係る収益の計上と損金面とは、切り離して考えるべきであり、その収益の処分形態である寄附金等の取扱いとは直接の関係はないと考えるべきである。

安全配慮義務について

山下佑紀

「安全配慮義務」とは、明文規定はないものの、一般論として、使用者と被用者（労務者）との関係を対象とした安全を配慮しなければならないという義務とされており、原則として使用者、被用者（労務者）との安全配慮義務として構成されている。わが国では、安全配慮義務は、民法七一五条に明記されている使用者等の責任での不法行為責任とは違い、債務不履行責任で構成された義務である。最高裁判所で、初めて安全配慮義務という概念が出てきたのは、昭和五〇年二月二十五日の最高裁第三小法廷判決においての自衛隊基地内の大自動車事故である。このときの判決では使用者と被用者との関係や具体的な内容が明確にされていない。しかし、昭和五〇年最高裁判決で、安全配慮義務という概念が認められて以来現在にいたるまで、様々な判例にこの概念が採用されてきた。安全配慮義務の事例の多くは、自衛隊に関するものが多い。自衛隊は一般企業とは違い、特別権力関係の妥当する領域であるからだと思われる。国家公務員が公務で労働災害を被った場合、遺族に国家公務員災害補償金が支給されるが、この補償額が世間一般の自動車事故等の補償額に比較して小額過ぎることも、自衛隊に関する事例の多さの一つであろう。

ところで学説には、安全配慮義務の適用範囲を、最も限定的に解する説（植木説）、中間の説（我妻・幾代説）、最も

広く解する説（下森説）の三つがある。これまでの安全配慮義務の判例は、植木説を採用することが多く、我妻・幾代説は少数で、下森説は採用されていなかつた。

そうした中で、安全配慮義務の具体的内容を、さらに明確にしたのが、昭和五八年五月二七日の最高裁第二小法廷判決においての自衛隊員による一般道路での自動車事故である。この昭和五八年最高裁判決は、安全配慮義務の具体的な内容として、「使用者（国）は被用者（公務員）のために、車両の整備を十分に行い、車両の運転に関する適任者を選任し、運転者に対し安全上の注意を行うこと」としている。つまり、同判決は、整備・管理・支配までが使用者の安全配慮義務の具体的な内容であり、履行補助者の注意義務は使用者の安全配慮義務の範囲内ではないとした。これは、上記の学説の中でも植木説を採ったものと思われる。昭和五八年事例の地裁判決は、我妻・幾代説を採り、國の安全配慮義務違反を認め、原告側の請求を認めた。しかし、その高裁・最高裁判決は植木説を採り、原告側の請求を棄却した。昭和五〇年最高裁判決の事故と昭和五八年最高裁判決の事故は、基地内と一般道路の違いがあるものの、履行補助者の問題がでてくる。履行補助者の範囲の問題や、履行補助者の注意義務や法規違反も使用者の安全配慮義務の範囲内であるかなどの問題である。履行補助者の注意義務は、学説では、①安全配慮義務の内容に含まれない、②状況に応じて含まれる、③完全に含まれている、の三つに分かれている。昭和五八年最高裁判決の原審たる高裁及び昭和五八年最高裁判決は履行補助者の法規違反は安全配慮義務の内容に含まれないとしたが、果たしてそうであろうか。安全配慮義務には、「支配・管理」の関係が必要になつてくる。そうであるとすると、履行補助者を選任する場合にも的確な人材を配置しなければならない。また、使用者は履行補助者にも安全を徹底させる義務がある。ということは、履行補助者の注意義務は安全配慮義務の中に完全に含まれるわけではないが、状況に応じて含まれるという、我妻・幾代説の中間的立場を採るべきではないだろうか。

そもそも、昭和五〇年判決において、安全配慮義務は債務不履行責任で構成されている。債務不履行責任で構成す

る場合の長所として、時効援用、被害者の立証責任の軽減が挙げられる。しかし、債務不履行責任ということは当事者間に債権債務関係が必要になつてくる。安全配慮義務が認められた昭和五〇年最高裁判決以来、労災事故、学校事故、医療事故、その他の事故というように、安全配慮義務は様々なケースで採用されてきた。安全配慮義務は、労働契約等の基本的な債権債務関係がある場合からデパートとお客様の特殊な債権債務関係があるような場合にまで拡大されている。安全配慮義務とは、使用者が被用者の安全を確保する場合に適用がある概念である。安全配慮義務を債務不履行責任で構成することも、一つの解決策であるが、不法行為責任で構成するのも一つの方法であろう。もし、不法行為的構成をする場合は、民法七〇九条あるいは七一五条の責任で構成することができるかもしれない。しかし、今回は不法行為責任構成ではなく、債務不履行責任構成で検討した。

以上のことを踏まえ、第一章では、安全配慮義務概念の全般について、第二章ではドイツ民法について、第三章では、学説について、第四章では、判例について述べたうえで、どのような手段をとつたら被害者を救済できるのか、そのときの法律構成はいかなるものかを検討し、第五章では、履行補助者の注意義務は使用者の安全配慮義務に含まれるか否かについて、私なりに結論をだしてみた。

利益相反取引における取締役の責任

—会社法四二八条一項の解釈を中心に—

山 中 真 仁

平成一七年に制定された会社法は、旧法下で議論が活発であった解釈問題の多くを解決している。とりわけ、業務執行についての取締役の責任は、民法の基本原理の一つと考えられている過失責任の原則を会社法において明確にしている。しかし、取締役の責任制度について、立法趣旨が必ずしも明らかでないものも少なくない。その中でも「会社法制の現代化に関する要綱」(以下「現代化要綱」という)は、自己のためにした利益相反取引による取締役の責任について、無過失責任を維持することとされた。

この現代化要綱では、自己取引による取締役の責任は無過失責任であるとしたものの、「会社法制の現代化に関する要綱補足説明」(以下「現代化要綱補足説明」という)において会社法の立法担当者は、自己取引による取締役の責任は無過失責任であるとの言及はせずに、取締役が「任務を怠つたこと」(任務懈怠)と、「取締役の責めに帰すべき事由によるものであること」(帰責事由)とを区別している。このことから現代化要綱の説明では、取締役が自己のために行つた取引は無過失責任であると言及しながら、取締役は商法特例法二二条の二一と同様の立証責任の転換した特別の規定を設けるとして、取締役側が任務懈怠のないことの主張・立証を可能にしたことになる。ところが現代化要

綱補足説明では、取締役の責任は原則として過失責任であり、取締役が責任を追及された場合の訴訟において取締役側が任務懈怠のないことの主張・立証が可能であることから、自己のために行つた取引による取締役の責任は無過失責任であるとの言及はなされていない。しかし、取締役の利益相反取引について、とりわけ会社法四二八条一項の自己のためにした利益相反取引規定は、取締役がどのような責任を負うことになるのかは規定の解釈の仕方によつて違つてくる。第一に、任務懈怠が取締役の帰責事由によるものでないことを理由に責任を免れないとして無過失責任を課しているように読み取ることができる。第二に、同法四二八条一項の対象となる取締役等は、自らに「任務懈怠がないこと」を主張することは可能であるとしていることから過失責任とも考えられなくはない。もつとも、任務懈怠がないことの主張と無過失の主張を峻別して前者の主張を許すとすれば、それは、無過失責任と呼んでいたものを解釈によって実質的に過失責任化するか、あるいは、任務懈怠そのものの意味を従来の理解とは異なるものとして考えるかの、およそどちらかであり、そのいずれでもなければ、任務懈怠がないことの主張が可能であるとの一般的な説明は困難なはずである。

そこで本稿では、会社法四二八条一項における「任務懈怠」と「帰責事由」の関係を一元説・二元説から取締役の責任を整合的に解釈し、自己のために行つた利益相反取引にも公正な取引が考えられることから、当該規定による取締役の責任は実質的には過失責任であることが妥当であることを検証していきたい。

本稿の検討の順序は以下のとおりである。第一に、取締役の責任規定を、利益相反規定の旧規定における解釈と、委員会等設置会社後の解釈からの議論の流れからどのような議論を経て会社法における利益相反規定の解釈に至つたその経緯を追つていく。これは、新たに会社法での取締役の責任として規定された任務懈怠とは、従来の理解とは異なるものなのか否かを帰責事由との関係を整理する上で重要である。第二に、会社法四二三条一項での任務懈怠の理解を明らかにして、会社と取締役の関係からどのような義務と責任を負つかは任務懈怠と帰責事由の関係を一元

説・二元説から考察していく。最後に、取締役の利益相反取引事例から会社法四一八条一項の責任の実質的な妥当性を両説から論証していく。

プロスポーツ選手の肖像権について

—プロ野球選手肖像権訴訟事件（東京地判平成一八・八・二）を契機として—

渡 邊 隆 純

現在、我が国では、プロ野球やプロサッカーといったプロスポーツが存在し、それを規制する法がある。特に、選手の契約関係について検討してみたい。

プロ野球では「野球協約」、「統一契約書様式」があり、プロサッカーでは「Jリーグ規約」、「日本サッカーリーグ協会選手契約書」といった規約が定められている。その中で、選手契約について三つの論点がある。すなわち、第一に肖像権について、第二に労働者性について、そして第三に競業避止義務についてである。特に、本稿では肖像権について考察する。

肖像権について、本来、氏名・肖像は個人に帰属するものであるから選手自身が管理するのが当然である。しかし、選手の肖像権は球団やクラブによつて管理されており、選手は球団やクラブの許可を得ないとこれを使用できないことになつてゐる。このように、契約によつて、本来、選手自身に帰属する肖像権を球団やクラブに譲渡もしくは使用許諾を与えてしまつてゐるのが実情であるが、こうした契約処理に対し法は何ら規制を加えないでよいのかという疑問が生じる。

まず、第一章では、肖像権、特に「パブリシティ権」についてどのような権利なのか論じている。我が国において、氏名・肖像等を財産的権利の対象として把握した最初の裁判例は、マーク・レスター事件判決（東京地判昭五一・六・二九）である。パブリシティ権について、判例は、「俳優等は、一般人より人格的利益の保護が減縮されるとしながら、俳優等の氏名や肖像を商品等の宣伝に利用することにより、俳優等の社会的評価、名声、印象等が、その商品等の宣伝、販売促進に望ましい効果を収め得る場合があり、俳優等は、自らかち得た名声の故に、自己の氏名や肖像を対価を得て第三者に専属的に利用させうる利益を有している」とした。

また、パブリシティ権の概念について比較的明確に判断された裁判例としておニャン子クラブ事件判決（東京高判平三・九・一六）があり、ここでは、「芸能人の人格的な側面については、氏名・肖像を利用して自己の存在を広く大衆に訴えることを望むいわゆる芸能人にとって、私事性を中心とする人格的利益の享受の面において、一般私人とは異なる制約を受けざるを得ない・・・・しかし、芸能人には、顧客吸引力のもつ経済的な利益ないし価値を排他的に支配する財産的権利を有する」として定義している。

学説は、パブリシティ権が新たな権利であることを認めていたが、人格的な法的性質を考慮する立場と財産的な法的性質を重視する立場がある。人格的な法的性質を考慮する立場は、パブリシティ権の侵害を認めると同時に人格権の侵害もあるとして保護するものである。財産的な法的性質を重視する立場は、パブリシティ権の侵害を認めるが、人格権の侵害に対する程度制限が加えられるとしたものである。これについて、本来、パブリシティ権という新たな権利は、プライバシー権とともに本人の人格から派生しているものであるから人格権とは別個の財産権としてみるのではなく、両者は密接な関係にあるものとして、切り離すことのできない権利として構成すべきである。筆者は、人格的な法的性質を考慮する立場に賛成する。

また、パブリシティ権が侵害された場合の救済方法は、損害賠償、差止め、破棄が判例によつて認められている。

今後は、不当利得や準事務管理といった救済方法も考えられる。

次に、第二章では、プロスポーツとパブリシティ権について論じている。注目されるプロ野球選手肖像権訴訟事件判決（東京地判平成一八・八・一）は、「統一契約書」一六条の解釈について、「同一六条は、商業的使用ないし商品化型使用の場合を含め、球団ないしプロ野球の知名度の向上に資する目的の下で、選手が球団にその氏名及び肖像を独占的に使用許諾することを定めたもの」と解した。二審においても、原判決を支持し控訴を棄却した。

本来、プロ野球選手やプロサッカー選手の肖像権は、本人に帰属するものであるから、自由に肖像を使用できることが望ましく、また選手生命は短く、さらに報酬も抑えられていることを考へれば、肖像から派生する対価を自由に得ることを認めるべきである。ただし、クラブも選手のキャリアアップに対して一定の寄与をしていることも考慮すればクラブにもある程度の対価を認める余地はある。例えば、選手と球団が協議によつて対価を決めるのではなく、規定を設けて、いくら以上の額に対しても球団が何割か対価を得るというように決めておくのである。

本稿では、肖像権について考察しているが、その他、労働者性の問題や競業避止義務など考察しなければならない問題は多い。プロスポーツ選手の法的地位というものはまだまだ不安定である。選手が安心してプレーできる環境を整えなければならない。

推計課税の法的性格についての一考察

中 島 光 宣

本論文は、申告納税制度の下における推計課税制度確立の意義と納税者の義務、とりわけ記帳・記録保存義務について、課税庁と納税者のそれぞれの立場を踏まえて考察し、少しの検討を加えることを目的とするものである。

まず考察の基礎として、戦前の賦課課税制度の下で推計による課税は組み込まれていたが、戦後の申告納税制度の採用においては、実額課税を可能な限り優先し実現していくことが必要であつて、推計課税制度を明確化する必要性から租税法律主義における法的安定性と予測可能性の要請として推計課税規定の必要性が生じたものと考える。推計課税制度の経緯及び背景を概観し、白色申告者殊に不誠実な納税者の記帳・記録保存義務をいかに税法上処理するかが問題の中心を形成することとなり、推計課税の必要性が明らかとなる土壌があることを確認した。

次に、推計課税の必要性についてであるが訴訟においては、課税処分時に推計の必要性が存在したか否かという点が争点となるため、推計課税を適用する事案については、課税庁が推計せざるを得ない要件に該当する旨の事実の確認を経て調査を行うとともに、その事実の存在を具体的に明らかにしておくことが必要となる。このことは、「帳簿の不存在の場合、帳簿の不備もしくは帳簿が信憑性に欠ける場合、調査非協力の場合」は、納税者の申告納税義務不

履行の結果であつて、全て実額課税が困難な場合である。この前提要件が課税の根拠になるのであり、手続上の適法要件としての制度的担保になると解釈するのが妥当という考えに至った。

さらに、訴訟においては、所得額の認定（過大所得の認定の違法性）及び税額の多寡について争われるが、推計課税の合理性が最も重要な争点となる。この点については、課税庁が推計による更正または決定を実施するに際しては最善で最適な方法を選択することが理想であることはいうまでもないが、實際上、課税の場面で全ての推計方法を検討した上で、唯一絶対の推計手段を求めるとはかなりの困難を伴うばかりでなく不可能に近いため、統一的な基準を見出すことは困難であり、課税処分自体を捉えて蓋然性の高い社会的に許容される推計の方法により一応の合理性を満たせば、その推計方法が課税の手段として社会的に許容されるとすることに妥当性があるとの考え方が確立されてきたといえる。

税制調査会が平成一七年六月二一日に公表した『個人所得課税に関する論点整理』において、事業所得に係る必要経費について概算控除制度の導入の必要性が示されているが、必要経費について納税者と課税庁の見解に相違が生じた場合や、納税者の記帳・記録保存義務に基づく申告制度との整合性の問題もあり、導入には慎重な議論が必要ではないかと考へる。

最後に、訴訟の立証責任においては、収入金額の存在及び必要経費の不存在について被告課税庁が立証責任を負うものとしながら、原告納税者が眞実の所得額を反映する収入金額及び必要経費を積極的に主張・立証しない場合には、事実上の推定を適正に働くことにより妥当な解決を図つていこうとするのが近時の判決の傾向であり、納税者が記帳・記録保存義務を的確に履行しない場合には、実額反証は成立し難いこととならざるを得ないこととなることが妥当であることを確認した。推計せざるを得ない事情を生ぜしめた原因ないし責任は、納税者の側にあるため、申告納税制度の下における推計課税の本質に制裁的側面が内在し、推計課税の適用を受けた納税者は不利益処分を受け入れ

ざるを得ないということを確認した。このことは、不誠実な納税者は帳簿書類の作成を責務などというよりも、むしろ納税者にとって権利を守ることであると認識すべきことを意味することとなると考へる。近時において、記帳・記録保存義務について、制裁措置の提案や試論が立法政策としてなされつある。記帳・記録保存義務はそれを履行させることに目的があるのであって、制裁を課したとしても、その義務が履行されないままであつたのではあまり意味をなさない可能性がある。記帳制度の実効性を確保するため、適正な記帳を促す概算所得率申告制度の導入により記帳義務が課せられていない納税者にその選択を委ねるという方法も一つの選択肢となりうるものと考へる。概算所得率申告は、選択であるが故に制裁的なものではなく、納税者が概算所得率申告を選択することは不利益を甘受するものである。誠実な納税者との課税の公平を保つため、不誠実な納税者については推計課税の適用が認められるのは当然のことであるが、直ちに制裁的な措置をとらず、選択により段階的に適正な記帳義務を自主的に行うことを促す方向性が望ましいと考へる。

国民健康保険の諸問題

大 石 裕 輝

日本は、第一次世界大戦の勝利により一時期は戦勝国として大きな経済発展をすることができた。しかしその後、世界恐慌が起こったことによつて、多大な影響をうけた。恐慌によつて日本全体の景気も悪化し、国全体が苦しむ中で労働者が仕事にあぶれ、農村人口は増加していった。当時、既に大正年間に健康保険法が成立して、ある程度被用者はカバーされていたが、農村は増えた人口の分だけ医療費が増大していった。しかし、農民や貧困者を救済するという目的から医療制度が必要であると判断され、一九三八年に国民健康保険制度が成立したのである。

成立以来の国民健康保険法の置かれた状況や変遷については後述するが、近年の国民健康保険制度には、財政の問題を中心に高齢者がさらに増えることによる国の負担増大や、それによる受給者の負担増や給付水準の低下など問題は数多い。国民が納得して払うべき保険料を支払い安心して安全な医療制度を利用することができるよう、国や地方公共団体は国民健康保険の運営を維持しながら低所得者や社会的弱者には医療費負担を少なく、保険料の支払いも少なくできるよう改善すべきであると考える。しかしながら、国や地方公共団体が大きな負債をかかえている中で国民健康保険の促進や効率向上のために、これからどのような改革が求められるのか。少子・高齢化が進む中で、ます

ます医療システムは重要な問題としてかかげられてきている。このような財政負担が増大する要素ばかりの未来を迎える中で成し遂げなければならない課題は多い。

本論文では、まず当初の国民健康保険法を検討し、第二次大戦後、強制設立・強制加入となり国民皆保険となつたことなどをふまえ、国民健康保険の給付がどのように変わってきたのか、現在の給付内容等々について述べていく。

また、老人保健法の成立のいきさつと国民健康保険法、介護保険法と国民健康保険法の関係についても論じていく。
また超高齢社会を迎え、同時に少子化という問題もかかる中で、現在と比べてどのような改革が必要になるかということを中心に論述し、地域保険としての国民健康保険法について考察していく。

そこで本稿は、一、国民健康保険に加入した国民が全て保険料を支払う仕組みを構築しているが、よりよいシステムのためには国や地方自治体はどういう方向にむかって改善すればいいのか、二、国民健康保険の加入者が十分な医療を受けることができるために、国や地方自治体が行うべき政策や給付内容等はどのようなものが想定されるかについて、国民健康保険法の今日までの改革と現状をふまえた上で考察、論及していく。